

第 15 回共同ワーキング・チーム議事概要

(日時) 平成 30 年 10 月 19 日 (金) 16 時 00 分～18 時 00 分

(場所) 中央合同庁舎第 2 号館 10 階 共用 1001 会議室

(議事) 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」に係る論点の検討

【1 開会】

- 会田座長からオブザーバーの追加について報告があった。

【2 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」に係る論点の検討】

- 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」に係る論点に関する事務局の説明を踏まえ、メンバーから以下の質疑及び意見があった。

<論点 1 >

- ・ 案①か、案②がいいのではないかと。監査を行うに当たって、会計帳簿の記録がなければできないと思うので、案②のほうが明確だが、案①でも同様に解されるのであれば案①でもよい。
- ・ 案②が望ましい。新しい事業報告書では、その記載ぶりが独立行政法人ごとに相当柔軟になってくると思うが、案③では柔軟性に欠けることになるのではないかと。案②のとおり定義をしっかりとしつつ、具体的なところは実務指針において整理すれば柔軟性も確保できるのではないかと。
- ・ 企業会計では、監査基準と日本公認会計士協会の監査委員会報告と 2 つあるが、独立行政法人監査も同様であれば、詳細については日本公認会計士協会の実務指針で対応すればいいのではないかと。
- ・ 監査基準にそれほど細かく記載する必要はない。実務指針も弾力的な対応ができるようにしておくべき。その上でもう少し具体的に書くのであれば、案②がいいのではないかと。
- ・ 実務上は、現行でも会計帳簿に載っているものと同じ金額についてはチェックしなければならないことになっている。今回の問題は、通則法と独法監査基準の記載が一緒であり、どこで定義するかということだと認識している。詳細な話は実務指針で機動的に対応し、定義は監査基準上で現行より詳細に記載す

るというのは実務においてもすんなり受け入れられると思う。

- ・ 案②でいいと思う。現行の独法監査基準では、会計に関する部分ということしか受けていないので、今回「会計帳簿の記録に基づく記載部分」として、詳細は実務指針という方向でよろしいのではないか。

<論点2>

- ・ 参照先まで監査対象とすると負担が大きくなってしまうので不要ではないかと思う。企業では、できるだけ新しい情報をステークホルダーの方に見てもらえることもメリットと考えこの方式を採用しているため、広く監査対象としていると自由度が失われる。これでは参照している意味がなくなってしまう。ただしその場合でも「参照した先は監査対象でない」などどこかに記載しておく必要があるのではないか。
- ・ 会計監査人が事業報告書全てを監査対象とすることをもともと期待していない。監査というのは、会計基準などに基づいて正しく一つの基準できているかということを会計士に証明してもらうのが出発点。であれば、参照したらその先が監査対象となるというのは極めて形式的な話。もともとの作成責任は法人側にあるのだから、その数字のチェックについてサーティフィケーションが得られればいいのではないか。
- ・ 論点2について、参照先は監査対象ではないことを明示するためにも、実務指針において参照先は監査対象ではないと記載する必要はないか。

<論点3>

- ・ 提出した書類に空白部分があるのは抵抗がある。例えば空欄を記号等で埋め注記を付すなど、情報が間に合わないことがわかるようにしておくべき。
- ・ 監査報告書を提出するに当たっては、監査対象となった書類を綴じ込んで提出することになるため、事業報告書にブランクがあれば、そのブランクである書類に監査報告書をつけて提出することになる。
- ・ 会計監査人と独立行政法人が話し合っ決めればいいことであって、その規定をどこかに書くような話ではないのではないか。例えば監査人においては斜線が入っているものもらって意見を付けなければいいだけではないか。公表される際には必ず埋まっているわけだから。

- これは会計監査人の問題ではなくて、所掌外ではあるが監事監査で問題になるのではないか。監事監査では評定をチェックしなければならないが、監事監査が終わったものに対して会計監査人の監査をしているので、監事は監査の証明を2回出さなければならないのか。

<論点4>

- 企業会計の監査基準の改訂における監査報告書の内容の変更については、主に上場企業が対象であるため、独立行政法人でこれを一緒に変えるのは、時期尚早ではないか。
- 国際監査基準において、「監査上の主要な検討事項」についての新たな基準が定められたが、これを直ちに義務として独立行政法人のような団体が導入することを求めるものではないとなっている。資料に記載の通り、独立行政法人における必要性や今後の企業会計における適用状況等を勘案するという点でよろしいのではないか。
- 「監査上の主要な検討事項」について、早急に導入する段階ではないことについてはやむを得ないものと思う。しかし、独立行政法人の中には国立病院機構など非常に規模が大きく、まさに一部上場の大きな会社の規模を有するところもある。このようなところでは、「監査上の主要な検討事項」の趣旨の1つであるリスク監査を進めるとともに、経営者との対話、相互認識を深めるガバナンスの意味が非常に大きいように理解している。あれほど大きい組織において、監査をする上でもどこに問題があるのかなど、より一層議論が進むという点でも、早晩「監査上の主要な検討事項」は重要性が増してくるという認識を持っておく必要があると思う。
- 「監査上の主要な検討事項」を含め、独立行政法人を監査することの力点が何かということは、今後真正面から議論する必要があると思う。おそらく企業会計と同じスタンスで「監査上の主要な検討事項」が出てくるわけではない。そもそも質的重要性も含めてどのように判断するかということになるため、議論する場をぜひお願いしたい。
- 監査報告書は財務諸表に対するサーティフィケーションを与えるものだが、そこに至る過程が一番大事であり、その結果「監査上の主要な検討事項」の話が出てきたので、監事と会計監査人のコミュニケーションをきちんと行うこと

についての議論はすべき。ただし、形式的に企業で変わったので、独立行政法人も変えるというのは、規模の問題もあるし、少し早いように思う。

- 背景にある利害関係集団として想定されている範囲は、上場企業よりももっと広い国民全体である。むしろ、企業よりもっと広い人たちを想定しているということを忘れてはいけない。
- パブリックセクター全体の監査の枠組みについても検討して、その中で、財務諸表監査の限界はあるかもしれないが、範囲を広げていくなどのことも検討すべき。
- 独法の財務会計は、一般的な企業会計のような依拠ではなく、予算管理自身が財務会計数値に確実に影響する。この点、一般企業の内部統制、内部管理、予算管理の在り方と財務諸表のでき方とかなり異なっており、独法上は業務達成基準の前提というより、そのものになるので留意が必要。
- 監査報告書の様式は、単なる様式の改訂ではなく、内容の検討をした上で、結果的に監査報告書の形が定まってくるのではないか。今回、急いで修正する必要はあるのか。
- 監査報告書の形式は、KAMの導入に先駆けて企業会計において適用される部分は、特に本質的な内容が変わるわけではない点、変えてもいいと考える。
- もともと独法監査で独法独自の何か打ち出していない場合には、企業監査に右ならえでもいいのではないか。

以上